

独立行政法人海技教育機構法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令案要綱

第一 技術的読替え

独立行政法人海技教育機構法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替えを定めるものとする事。

(第一条関係)

第二 医療法施行令第四条の五の規定の適用の特例

医療法施行令第四条の五の規定の適用については、独立行政法人海技教育機構は、国とみなすものとする事。

(第二条関係)

第三 施行期日

この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする事。